

1 令和3年度の児童相談所状況について

<全体状況>

令和3年度も引き続き新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、感染者の爆発的な増加、まん延防止等重点措置等の発令により先の見えない閉塞感が常態化し、子ども達の生活にも大きな影響をもたらしました。児童相談所においても感染対策を万全にしつつ、必要な支援をいかに届けることができるか対応を模索した一年でした。

(表1)は県所管の児童人口(18歳未満)、相談受付件数(テレホン相談を除く)、受け付けた相談の主な内訳の件数について5年間の推移を表したものです。令和3年度の相談受付数は前年度より増加しています。

虐待相談については6,742件で過去最多となり、前年度と比較すると511件(8.2%)増加しています。ただし、コロナ禍以前の令和元年度と比較すると38件(0.5%)の微増で、コロナ禍以前の虐待相談の増加率、10~20%台には及んでいません。そのような中、経路別にみると児童本人からの相談は令和元年(60件)、令和2年(102件)、令和3年(154件)と増加傾向にあります。

なお障害相談は前年度と比較し1,297件(42%)増加しています。令和2年4月に厚生労働省から「身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取り扱いについて」が発出され、感染拡大防止の観点から、令和2年3月から令和3年2月までの療育手帳再判定を1年間延長できることとなりました。障害相談の多くは療育手帳の判定が占めており、令和2年度に予定していた再判定の一部が令和3年度に実施されたことが統計数値に反映されています。

(表1) 児童人口、相談受付数と主な内訳

年度	所管 児童人口*	相談 受付 件数	養護相談 (虐待以外)	虐待 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談
H29	426,232	9,454	735	4,190	3,441	157	740
H30	421,723	10,633	752	5,348	3,423	147	707
R元	416,130	12,486	879	6,704	3,691	129	752
R2	410,830	11,012	792	6,231	3,059	96	621
R3	404,390	13,034	789	6,742	4,356	111	734

(*所管児童人口は神奈川県年齢別人口統計調査より)

<児童相談所の再編と神奈川県社会的養育推進計画について>

- 児童虐待相談件数の増加に伴い体制強化を図るため、ここ数年、児童相談所職員が大幅に増員されています。その結果、一部の児童相談所で組織が大規模化したため所管区域の見直しを行いました。令和3年4月、県所管で6ヶ所目となる大和綾瀬地域児童相談所が開設され、中央児童相談所から大和市が、厚木児童相談所から綾瀬市が、大和綾瀬地域児童相談所に所管替えとなりました。本稿からは6児相体制での統計報告となります。なお、建物の老朽化に伴い施設整備を行ってきた厚木児童相談所が完成し、令和4年4月に移転しました。今後も県所管児童相談所の更なる再編が見込まれています。
- 本県では「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、平成27年3月に策定した「神奈川県家庭的養護推進計画」を「神奈川県社会的養育推進計画」と名称変更し、令和2年3月に改訂しました。社会的養育とは、社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持ち家庭を支援することを指し、計画の取組の一つに代替養育を経験した子どもの自立支援の推進が挙げられています。ついては、本稿より新たに資料1-18「18歳以降の継続支援の状況」を追加し、児童福祉施設措置等、代替養育を経験した子どもの18歳以降の支援状況について掲載することとしました。民法の改正により令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられています。18歳以降の支援の在り方も新たな局面を迎えています。